

有限会社南加賀造林に関する登録情報 (育成経営体)

登録者情報

登録番号	登録年月日 (登録情報の 変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の 所在地	電話番号	認定事業主
R1-(7)	令和2年3月27日 ()	有限会社南 加賀造林	小藤 太郎	石川県能美市松 が岡5丁目40番 地8	0761-52-7257	○

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無		
8 人 (6 人)	0 人 (0 人)	有	有		
社会・労働保険等への加入状況					
労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
9 人	6 %	7 人	7 人	7 人	6 人
登録情報の変更時点の状況(年 月 日)					
林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無		
人 (人)	人 (人)				
社会・労働保険等への加入状況					
労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人	%	人	人	人	人



5年後の目標 (うち常用)
11 人 (9 人)

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数					
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設 オペレーター	技術士
5 人	人	人	人	1 人	人
技術者・技能者数					
技能士	林業技士	フォレスター (森林総合監 理士)			
人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の

方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

現状【登録時】										
グラブ ブル	プロセッ サ	ハーベ スタ	フォワー ダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー バンチャ	スキッド			
4台	台	1台	1台	台	台	台	台	台	台	台
登録情報の変更時点の状況(年 月 日)										
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
5年後の目標										
4台	台	1台	1台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。

4. 事業量等

実績【事業期間平成30年4月1日～平成31年3月31日】							
	素材生産						
	主 伐			間 伐			
	面積(ha)	材積(m ³)	生産性(m ³ /人日)	面積(ha)	材積(m ³)	生産性(m ³ /人日)	
直営	5	1,896		51	3,642	4.9	
請負							
合計							
	造林事業			左記以外の 林業の 事業量	事業区域	素材生産の 請負がある場 合は、主な業 者名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な業者 名を記載
	植付(ha)	下刈り(ha)	その他				
直営	2	10		路網開設1,200m	石川県		
請負					加賀市、小松市、 能美市、白山市		
合計							
登録情報の変更時点の状況【事業期間 年 月 日～年 月 日】							
	素材生産						
	主 伐			間 伐			
	面積(ha)	材積(m ³)	生産性(m ³ /人日)	面積(ha)	材積(m ³)	生産性(m ³ /人日)	
直営							
請負							
合計							
	造林事業			左記以外の 林業の 事業量	事業区域	素材生産の 請負がある場 合は、主な業 者名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な業者 名を記載
	植付(ha)	下刈り(ha)	その他				
直営					県		
請負							
合計					市(町、村)		
5年後の目標【事業期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日】							
	素材生産						
	主 伐			間 伐			
	面積(ha)	材積(m ³)	生産性(m ³ /人日)	面積(ha)	材積(m ³)	生産性(m ³ /人日)	
直営	10	3,000	8.1	60	3,500	5.8	
請負							
合計	(10)	(3,000)		(60)	(3,500)		
	造林事業			左記以外の 林業の 事業量	事業区域	素材生産の 請負がある場 合は、主な業 者名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な業者 名を記載
	植付(ha)	下刈り(ha)	その他				
直営	3	10		路網開設2,000m	石川県		
請負					加賀市、小松市、 能美市、白山市		
合計	(3)	(10)	()	()			

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下、「直営施業」という)。

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

5. 生産量の増加又は生産性の向上

- ある
- ・ 生産量において5年間で約2割増加の目標
 - ・ 生産性において5年間で約2割向上の目標
 - ・ 既に一定の基準(生産量に関し5,000m³/年)以上の実績がある場合は、現状以上の目標
 - ・ 既に一定の基準(生産性に関し間伐8m³/人日、主伐11m³/人日)以上の実績がある場合は、現状以上の目標

6. 生産管理又は流通合理化等

- | | 取り組んでいる | 1年以内に
取り組む | 今後取り
組む |
|----------------------------|-------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| (1)適切な生産管理 | | | |
| ・ 作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> (年後) |
| ・ 作業システムの改善 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> (年後) |
| ・ その他 () | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> (年後) |

※上記4で、素材生産又は造林保育の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェックする。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。(以後同じ)

- | | 取り組んでいる | 1年以内に
取り組む | 今後取り
組む |
|----------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| (2)原木の安定供給・流通合理化等 | | | |
| ・ 製材工場等需要者との直接的な取引
(取引先名:) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> (年後) |
| ・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
(取りまとめ機関名: かが森林組合) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> (年後) |
| ・ 森林所有者や工務店等との連携 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> (年後) |
| ・ その他 () | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> (年後) |

※流通合理化等の取り組みで、該当する項目にチェック。

(1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記載してください。

計算ソフトのスプレッドシートを従業員全員がインストールしています。そのアプリを用いて、各自がスマートフォンで出勤簿の管理と、現場の作業日報を入力する事によって、現場の生産性や他の現場の人の出入りや進捗状況を共有できるようになっています。作業システムの改善としては、ワイヤロープの代わりに同等の強度を持つ牽引ロープを代用するなど、新しい商品を積極的に試すようにしています。流通の合理化については、受入量の上限が多い産地直送を受け入れてくれる製材所を探しています。生産した丸太を全て受け入れてもらう事によって、流通にかかる輸送ののコスト分を山林所有者に還元します。

7. 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	今後取り 組む
・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入	<input checked="" type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ コンテナ苗の使用	<input checked="" type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ 低密度植栽	<input checked="" type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ 下刈りの省略	<input checked="" type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記載してください。

コンテナ苗の生産を行なっています。樹種は低花粉杉と抵抗性クロマツの生産が主となっています。機械化の進んだ高性能集材システムで伐採搬出を行なった後に、それらの機械を用いて再造林のための地拵えを行ない、苗木の配置(コンテナ苗のため、従来の裸苗に比べ土の分重い)にも機械を利用します。皆伐再造林を一貫して同じ機械システムを利用する事によって、生産性の向上と機械の搬入コストを削減します。コンテナ苗は活着率が高く、育成が早いいため、初期段階での下刈り作業を省略しても十分な森林育成が望めます。保育にかかる費用を省く事で、森林所有者へ還元する事が可能です。

8. 主伐後の再造林の確保

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	今後取り 組む
(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制			
・ 主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制	<input checked="" type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ 連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 (連携相手等の名称: かが森林組合)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	今後取り 組む
(2)適切な更新			
・ 自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ 他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="checkbox"/> (年後)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

(1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記載してください。

主伐施工地については、かが森林組合が策定した森林経営計画に基づき適切な更新を図っている。自社の造林部門班が伐採後の再造林を担い、一貫施業の実行体制を構築している。今後は素材生産性の向上や低コスト再造林の取組により、所有者への還元率を高めるとともに、天然更新地においても、稚樹の育成に有効な伐採後の処理や補助作業を検討していく。

9. 素材生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間 以上	1年間 以上	1年間 未満
・ 素材生産の事業実績又は、所属する現場作業職員の現場従事実績	<input checked="" type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 造林・保育の事業実績又は、所属する現場作業職員の現場従事実績	<input checked="" type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

10. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	今後取り 組む
・ 経営体独自の行動規範の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (5年後)
・ 所属する業界団体等による行動規範の策定 (策定主体:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ 県・市町等行政の策定したガイドラインの遵守 (策定主体: 石川県)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ その他 (協力事業体と共同で行動規範を策定)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (2年後)

※上記4で、素材生産又は造林保育の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェックする。

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記載してください。

県策定の「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」を遵守するとともに、2年後までにかが森林組合等協力事業体と共同して行動規範を策定する。

11. 雇用管理の改善と労働安全対策

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	今後取り 組む
(1)雇用管理の改善			
・ 現場作業員の常用化	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ 現場作業職員への月給制の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ 退職金共済への加入などの福利厚生の充実	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
(2)労働安全対策			
・ リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ 防護具等の着用の徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ 作業現場の安全巡回	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ 専門家による安全診断・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
・ その他 (デジタルトラクターの導入など、広範囲に散らばる従業員間の意思疎通を図り、生産性及び不測の事態への対応力を向上する。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
(3)意欲と能力のある林業経営者として必要な取り組み			
・ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	育成経営体につき 非該当
・ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・ 健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条並びに雇用保険法第7条の規定による届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(1)(2)(3)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記載してください。

スプレッドシートで管理されている出勤簿で時間外労働を把握し、法に従い賃金を計算する。週40時間を超える労働においても、法に従い此を支払う。有給の有無を明確にし、周知する。
伐採後の切株を検査し、適正でないものには注意を促す。退避距離の確保や伐採手順など、現場内で巡視を行い常に此を監視する。

12. コンプライアンスの確保

- | | はい | いいえ |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| ・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である(ただし、指名停止を受けている者は、停止期間中のみ公表リストから除外する) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・ 10の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |

13. 常勤役員の設置(※法人のみ)

育成経営体につき非該当

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	(フリガナ) 氏名

現在常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記載してください。

14. その他知事が定める情報

注1 その他知事が定める情報には、地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価等)、指名停止処分の状況等を記載すること。

注2 注1のうち、実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業(以下「提案型施業」という。))に取り組む林業事業者について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。